

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

堺市長

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

希望標識 ☐ オリジナル ☐ 通常
*一度選択すると変更出来ません。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	堺市
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車	納 税 義 務 発 生 年 月 日	令和 年 月 日
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 再交付(標識) ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般原付 (50cc又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (90cc又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (125cc又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	旧標識番号	

納税(申告・報告)義務者	所有者	住 所 又は 所在地	堺市		所有形態	1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.その他 ()			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			主たる定置場 ※ () 内は主たる定置場 所在の市町村名を記入	1.左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()			
	生年月日	昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	原動機の型式		
	住 所 又は 所在地	□所有者と同じ		車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力			
	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	□所有者と同じ		長さ(特定原付のみ 190cm以下)	幅(特定原付のみ 60cm以下)	最高速度(特定原付のみ 20km/h以下)	最高出力(一般原付125cc以下かつ最高出力4kW以下のみ)		
	生年月日	昭・平・令 年 月 日	電話番号		cm	cm	km/h	kW	
	使用者	住 所 又は 所在地	□所有者と同じ		販 譲 売 渡 証 明 書 上記 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付(50cc又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付(125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙(90cc又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲(125cc又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー ☐ 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。	令和 年 月 日			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	□所有者と同じ			住所又は所在地			
		氏 名 又は 名 称				氏 名 又 は 名 称			
		電話番号				電 話 番 号			
届 出 者	住 所 又は 所在地	□所有者と同じ		受付印	所有者宛名番号				
	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	□所有者と同じ			使用者宛名番号				
	電話番号				入力済印	堺市使用欄			

原動機付自転車 登録申告済証
小型特殊自動車

希望標識 ☐ オリジナル ☐ 通常
*一度選択すると変更出来ません。

大切に保管してください

申告の理由		種 別		標 識 番 号	堺市
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車	再交付理由	
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 再交付(標識) ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般原付 (50cc又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (90cc又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (125cc又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	旧標識番号	
		所有形態	1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.その他 ()		
		主たる定置場 ※ () 内は旧主たる定置場 所在の市町村名を記入	1.左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()		
		車 名	型式及び年式	原動機の型式	
		車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	
		長さ(特定原付のみ 190cm以下)	幅(特定原付のみ 60cm以下)	最高速度(特定原付のみ 20km/h以下)	最高出力(一般原付125cc以下かつ最高出力4kW以下のみ) * cc kW
		cm	cm	km/h	kW
住 所 又は 所在地 (フリガナ) 氏 名 又は 名 称		□所有者と同じ			
住 所 又は 所在地 (フリガナ) 氏 名 又は 名 称		□所有者と同じ			

注意事項

- この申告済証は、廃車、譲渡、住所変更等のときに必要となりますので、大切に保管してください。
- 標識は大切に取り扱いってください。失ったり、壊したりすると弁償金がかかります。
- 標識を取り付けずに運転すると、罰則が適用されます。

発行印